

## 労働者派遣事業に関する情報公開について

株式会社宝木スタッフサービス

許可番号 派09-010042

労働者派遣法第23条第5項に基づき、当社派遣事業のマージン率等を公開いたします。

マージン率とは、『派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合』です。

1. 派遣労働者数（令和6年6月1日付）

2人

2. 令和5年度 派遣先事業所数

3事業所

3. 令和5年度 労働者派遣に関する料金の額の平均額（8時間 全業務平均）

15,076円

4. 令和5年度 派遣労働者の賃金の額の平均額（8時間 全業務平均）

10,684円

5. 令和5年度 マージン率平均

29.13%

マージン率は以下の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

※上記のマージン率の中には、法定福利費（健康保険、厚生年金、雇用保険、労働保険）の当社負担分、教育訓練に要する経費、福利厚生にかかる費用、事業運営費として営業や事務担当者の人件費や営業活動諸費用、オフィス賃貸料、採用広告費、福利厚生費、研修費等が含まれています。

6. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

5 S 訓練、サービス研修、リーダー研修

キャリア・コンサルティング相談窓口及び連絡先

相談窓口：根岸 和彦 電話番号：028-633-7502

7. 派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別

労使協定を締結している。